

◆◆◆ 支援事業のご案内 ◆◆◆

荒廃農地・遊休農地を
解消したいとき

1. 遊休農地解消対策事業
2. 荒廃農地再生支援事業

耕作条件の悪い農地を
改善したいとき

3. 農地耕作条件改善事業

荒廃農地・遊休農地を
地域で管理したいとき

4. 最適土地利用総合事業
5. 多面的機能支払交付金事業
6. 中山間地域等直接支払交付金事業

耕作できなくなる前に
農地を貸したいとき

7. 農地中間管理事業

◆◆ 各事業の紹介 ◆◆

1. 遊休農地解消対策事業

農地の集積・集約化を図ることを目的に、機構が借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費を支援します。

交付単価：上限 43 千円/10a

【要件】

- ・ 1号遊休農地（緑区分）であること
- ・ 地域計画の区域内のうち、目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地であること。
- ・ 本事業の実施年度から翌年度までに機構が農地中間管理権を10年以上設定し、受け手に転貸すること。
- ・ 簡易な整備により解消可能であること。

（交付対象となる作業内容：草刈り、除礫、伐根、耕起、整地）

* 所有者不明農地は対象になりません。

事業実施主体

市町村又は農地中間管理機構

2. 荒廃農地再生支援事業

地域の合意形成の妨げとなっている荒廃農地を整備することにより、土地利用の円滑化及び農地の維持・保全を図る取組を支援します。

【対象農地】

- 農振農用地区域内の農地（農振青地）等
 - 貸借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転後、原則1年以内の農地、若しくは、これらの権利移転等が確実な農地
- 上記を満たすもののうち、以下の農地が対象
- ① 地域計画の範囲外にある1号遊休農地及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等
 - ② 地域計画の範囲内にある1号遊休農地黄色区分及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等

① 荒廃農地再生事業

交付率：事業費の1/2（一部定額）

ア 荒廃農地再生等整備

イ 簡易基盤整備

② 再生推進事業

交付率：事業費の1/2以内 交付上限：10万円

市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

事業実施主体

市町村、事業対象農地を耕作する者、事業対象農地の所有者
再生推進事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村

3. 農地耕作条件改善事業

担い手への農地集積等に向けて、多様なニーズに沿った耕作条件の改善について支援します。

ハード事業

（区画拡大、暗渠排水、耕作放棄地解消等に係る営農環境整備など）

ソフト事業

（調査、調整技術者の育成、研修会、農業機械リース、ビニールハウス等の設置等）

事業実施主体

県、市町村、土地改良区、農業協同組合、
農地中間管理機構、農業法人等 * 農業者2者以上。

4. 最適土地利用総合事業

中山間地域等において、地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費や基盤整備、施設整備等を支援します。

最適土地利用推進事業

（土地利用構想の概定、実証事業、土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組、省力化機械の導入、粗放的利用体制整備、農用地保全等指導員の措置）

※補助率：定額

最適土地利用整備事業

（粗放的利用のための条件整備、農用地保全のための基盤整備、農用地保全のための農業環境整備）

※補助率：定率（5.5/10 以内、上限 2,000 万円/年）



事業実施主体（共通）

市町村、農業委員会、JA、土地改良区、
農地中間管理機構、地域運営組織、地域協議会

*要件として市町村・農業者・地域住民の参画が必須、複数集落で取組む。

5. 多面的機能支払交付金事業

農地や農村の多面的機能を支える活動、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

◆農地維持支払交付金

地域資源の基礎的な保全活動等を支援します。

（耕作放棄地発生防止のための保全管理、水路の泥上げ等）

◆資源向上支払交付金

地域資源の質的向上を図る共同活動を支援します。

（水路・農道等の軽微な補修、外来種の駆除、耕作放棄地の有効活用等）

*活動期間内に活動計画書に位置付けた耕作放棄地を解消すること。

対象者

農業者のみまたは農業者及び地域住民等で構成される活動組織

6. 中山間地域等直接支払交付金

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって取組む農業生産活動等を支援します。

対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間活動を継続する農業者

7. 農地中間管理事業

市町村が策定した地域計画の実現のため、農地中間管理機構は、地域計画の目標地図に沿って貸借を行う農地中間管理事業を実施しています。

《各種支援策に関するお問合せ先》

- 地元の市町村農政主務課、農業委員会
- 公益社団法人千葉県園芸協会（農地中間管理機構）
電話：043-223-3011
- 地域の県農業事務所 企画振興課
- 千葉県農林水産部 農地・農村振興課 農地集積推進室
電話：043-223-2862
- 右のQRコードを読み取ると、ホームページが開きます。
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/noushin/kouhainouti.html>)



千葉県マスコットキャラクター
チーパくん

令和8年7月 千葉県農地・農村振興課